

令和8年度企業版子育て支援情報展開事業「働きやすい職場づくり取組事例集」作成配布業務に関する技術提案参加意思確認及び技術提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年7月28日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業 務 名

令和8年度企業版子育て支援情報展開事業「働きやすい職場づくり取組事例集」作成配布業務

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日までの間

(4) 委託金額

5,424,821円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であり、格付区分がAであること。
- (4) 岡山県内に本店、支店又は営業所、事務所があること。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部労働雇用政策課労働調整班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7386 FAX: 086-226-7869

E-mail: tatsuya_oosumi@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続き等

(1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年7月28日（火）から令和8年8月10日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県労働雇用政策課ホームページからダウンロードできる。

ホームページ: <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

(2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便等、配送状況が追跡可能なものに限るものとし、提出期限までに必着のこと。）により、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を提出すること。なお、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けない。また、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査及び通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する（様式第2号）。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

5 業務内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務の仕様書等に係る質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）を用い、8月10日（月）午後5時までの間で、電子メールにより行うこと。

(2) 質問の回答

電子メールにより回答する。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年8月25日（火）午後5時

(2) 提出場所 上記3の場所に同じ

(3) 提出方法 上記4（2）の方法に同じ

(4) 提出書類（詳細は企画提案説明書の「4 提出書類」のとおり）

ア 提案書（様式第4号） 【原本1部＋写し3部】

イ 企画提案書 【原本1部＋写し3部】

ウ 評価基準項目の内容に係る提案書 【原本1部＋写し3部】

エ 当該事業類似事業に係る資料 【原本1部＋写し3部】

（業務の実施体制に関する資料（任意様式）、法人に関する調書（様式第5号））

オ 見積書（任意様式に内訳を記載） 【原本1部＋写し3部】

7 提案書の審査等

(1) 審査方法

ア 岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

イ 審査時における評価は、「業務委託仕様書」の趣旨、内容に沿ったものであるかどうかについて、総合的に判断する。なお、見積金額についても、10/100の割合で審査の対象とする。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記4(2)アの期間までに所定の技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、上記6(1)の提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 委託額が、上記1(4)の上限を超えて提出されたとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記2に定める業務委託に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成等に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、契約の相手方の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。

10 契約

契約形態は、委託契約とし、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。